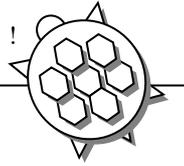


亀さん通信

新緑が眩しい季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか！

亀のように歩みは遅くとも、『お金力』をしっかりと・確実に身に付けていただく【亀さん通信】第 139 号発信！



気持ちがあるなら行動するだけ！

本通信を執筆するにあたりまして、熊本地震で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。1日も早い復興を願ってやみません。自分にも何かできないだろうか、多くの方が心を痛めていることでしょう。どのような支援をするかは各人次第ですが、寄附や募金もその一つ。今回は誰でも簡単にできる、**ふるさと納税**を利用した寄附をご紹介します。

ふるさと納税は、何かとお礼の品が注目されますが、当然のことながら、**支出したお金は直接自治体に寄附できる**という側面があります。そのメリットを生かし、**日本各地の自治体が被災地を支援しようという動き**が急速に広がっています。ふるさと納税は、通常当該自治体に入金確認や確定申告に必要な受領証明書の発行業務などが生じますが、震災対応に注力してもらうため、他の自治体が**業務の代行支援を買って出た**わけです。寄附をしても被災地に負担をかけてしまうのではないだろうか、ためらっていた方は実際のところ少なくないはず。ですから今回の代行支援は、それらの方々の背中を後押しする格好になったようです。とはいえ、被災地支援のために寄附をして、特産品などをもらっているようでは本末転倒も甚だしい話。そのため寄附金は被災自治体に全額送られるのは勿論のこと、**返礼品もありません**。これで心置きなく、みなさんの気持ちを被災地に届けることができるのです。しかもその手続きは、思った以上に手間がかかりません。クレジットカードなどで決済すれば、**ネット上ですべての手続きが完了**します。「ふるさとチョイス」や「さとふる」などのふるさと納税サイトでは、緊急寄附申し込みフォームを開設していますので、ご関心ある方は一度ご覧になってはいかがでしょうか。ちなみにふるさとチョイスでは、激励などのメッセージとともに、4月28日現在ですでに**6億円を超える寄附金**が集まっています。私自身も微力ながら協賛いたしました。

そしてここからは、あくまで副次的なものとして寄附金と税金の関係について少々お話します。ふるさと納税は、「**寄附金控除**」の対象となるため、結果的に**支払うべき税金が軽減**されます。寄附金控除とは、国や地方自治体などに寄附金を支出した場合、所得控除（税金がかかる所得金額から控除額を差し引く）を受けることができる制度。また、寄附金のうち一定のものについては、所得控除に代えて、税額控除（支払うべき税金から控除額を差し引く）を選択することができます。寄附金控除の適用を受けるためには、確定申告をする方法と確定申告をしない方法があり、後者は「**ふるさと納税ワンストップ特例**」と呼ばれます。同特例の対象者は、**確定申告が不要な給与所得者等**で、1年間（1月1日～12月31日）に**寄附する自治体が5団体以内**（寄附の回数ではなく自治体数の合計）の方。なお、当該自治体に申請書を提出する必要がありますが、前述のサイトを利用すれば、送られてきた申請書に必要事項を記入して返送するだけでOK。何もむずかしいことはありません。会社員の方は確定申告に不慣れでしょうから、ワンストップ特例がおすすめです。同特例を利用して寄附金を支出すれば、寄附金控除の恩恵を受けて、その**翌年の住民税が軽減**されます。どれだけの効果があるのかという説明は、今回あえて省略します。ご紹介したサイトでも試算できますのでご参照ください。

今から4年前に熊本を訪れました。神社が好きな私は、**肥後の国の一の宮である阿蘇神社**に参拝。今でも鮮明に覚えているのが、**高さ21メートルにも及ぶ神々しい楼門**。日本三大楼門に数えられる国の重要文化財です。その楼門が**今回の震災で…**。ニュースで全壊したその様を見てから、やり場のない悔しさで、しばらくは仕事など手につきませんでした。とはいえ、いつまでも嘆いてはられません。支援したいという気持ちがあるのなら、**行動するだけ**。幸いにして、文化庁が被害状況を調査したところ、楼門の再建は可能とのこと。支援金の受付窓口が設置されたら、少しまとまった額を送ろうと思います。繰り返しになりますが、被災地の1日も早い復興を祈念しております。